

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

7月を強調月間として運動します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

鮎漁獲量拡大推進事業(ロングラン釣り大会)の開催

鮎の漁獲量を確保するため、ブラックバスを対象にしたロングラン釣り大会を開催しています。興味のある方はぜひ、ご参加ください。

●大会期間 6月1日(火)～10月31日(日) ※水曜日を除く

●場所 最上川 高玉揚水機場(大平橋(白鷹町地内))

●参加申込

・西置賜漁業協同組合事務所
・あゆ茶屋ヤナ売店

●計測場所 あゆ茶屋ヤナ売店

午前10時～午後5時まで

●買取金額について

・一匹…300円予算が無くな



保護局公式Instagram



保護局公式Twitter



社会を明るくする運動 作文コンテスト



法務省公式 YouTubeチャンネル

り次第終了(サイズは問いません) ※その他、詳細についてはお問い合わせください。

《注意事項》

・安全対策(保険の加入等)は各自で責任をもって行ってください。

・未成年の方が参加される際は保護者の同意が必要となります。

【問い合わせ】

・西置賜漁業協同組合事務所
☎85-0067

・あゆ茶屋 ☎85-5577

・(一社)白鷹町観光協会

☎86-0086

65歳以上で運転免許証を自主返納した方へ

町では、平成29年4月1日から、運転する意思がなく自主的に運転免許証を返納された65歳以上の方を対象に下記の支援を行っています。

- 申請場所 白鷹町役場町民課くらし環境係
- 受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝日を除く)

- 必要書類(必須)
 - ①申請による運転免許の取消通知書(警察署にて発行)
 - ②印鑑(認印)
 - ③本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転経歴証明書など)

【問い合わせ】
町民課くらし環境係 ☎85-6131 (直通)

対象者	白鷹町に住所がある65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主的に返納した方 ※返納した日から1年以内に申請が必要です。
支援内容	①デマンドタクシー料金11,000円分の回数乗車券(100円×11枚綴りを10冊)を贈呈します。(健康福祉課の「高齢者運転免許証自主返納支援事業【認知症により介護認定を受けている方】」への申請をなさらない方) ②運転経歴証明書を提示した場合、デマンドタクシー料金を割引(500円を300円に割引)します。 ※上記①、②の併用が可能です。 ※上記①についての支援は1人1回限りです。 ※過去に自主返納した方は、②を適用します。

(注)「運転経歴証明書」は警察署で取得(手数料1,100円)できます。

医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費のうち、自己負担分の一部を助成する制度です。

	⑧ 重度心身障がい(児)者医療証	⑨ ひとり親家庭等医療証	⑩ 子育て支援医療証 しらかが元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。 ※本人または扶養者に所得税が課税されている場合は自己負担額(負担割合:1割)が発生します。</p>	<p>■18歳以下の児童を扶養している方および児童で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。</p>	<p>■白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。</p> <p>■就学のため町外に住所を移した方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p>
申請に必要なもの	<p>・保険証 ・印鑑</p> <p>・対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書</p>	<p>・対象となる方の保険証 ・印鑑</p> <p>※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書など)</p>	<p>・お子さんの保険証 ・印鑑</p> <p>※高校生相当年齢の方や新規該当者の方(出生、転入)は申請が必要になります。</p>
	<p>★マイナンバーを確認できるものをお持ちください。 ★前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合があります。</p>		



重度心身障がい(児)者医療証(⑧)およびひとり親家庭等医療証(⑨)の更新受付を開始します

現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和3年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。

▶更新の時期 **6月21日(月)～28日(月)**

更新手続きのご案内は6月中旬頃郵送いたします。

※なお、新規の申請は随時受け付けています。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】

役場1階 町民課国保医療係 ☎85-6130